

件名：【新型コロナウイルス】サン・ホセの日の連休及びセマナ・サンタにおける規制措置について

●○●○●新規事項●○●○●

1 サン・ホセの日の連休及びセマナ・サンタにおける規制措置について

3月12日、保健省は、サン・ホセの祝日(3/19)を挟んだ3/17-3/21及びセマナ・サンタ(3/26-4/9)における規制措置について、官報に掲載しましたので、お伝えします。なお、本措置はあくまで最低限のもので、各州がさらに厳しい措置を設定している場合には各州の措置が適用されます。各州の規制内容については以下2の情報を参照ください。

★ポイント★

- ・州外への移動制限：3月17日～3月21日及び3月26日～4月9日における州及び自治都市間の移動は制限されます。ただし、正当な理由を伴う移動は例外となります。また、カナリア州、バレアレス州は例外です。
- ・夜間外出禁止：同期間において少なくとも23時～6時までは夜間外出が禁止されます。
- ・会合の人数制限：同期間における家などの私的空間における会合は同居人のみに制限されます。レストランやバルなどの公共空間では、会合の人数は、同居人の場合を除き、室内では4人まで、屋外では6人までに制限されます。

【内容本文】

内容の詳細は以下のとおりです。原文（スペイン語）については以下のHPリンクをご参照ください。

<https://www.boe.es/boe/dias/2021/03/12/pdfs/BOE-A-2021-3841.pdf>

（義務的措置）

・全ての州及び自治都市間の出入りを制限する。ただし、法令926/2020第6条に記載された例外（当館注：通院、労働、登校、帰宅、介護、金融機関への移動、司法手続、各種行政手続、各種試験、その他必要不可欠な事由がある場合）は除く。また、カナリア州及びバレアレス州には適用されない。

・23時から6時における夜間外出を禁止する。

・公共空間における会合の人数は、同居人以外の場合は、閉鎖空間では4名まで、屋外では6名までとする。私的空間での会合は同居人のみに限る。

・現在、上記よりも厳しい措置を適用している州及び自治都市は、現在の措置を上記の措置まで緩めるか否かについて決定できる。

2 ス페인国内における各州の規制について

現在の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00287.html

3 ス페인国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

ス페인における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のス페인保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

●●●●●注意事項一般●●●●●

1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

（1）ス페인保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には1 1 2）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

（2）各州政府によっては新型コロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。すところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

（在ス페인大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL）

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

（3）日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- 部屋を分けましょう
- 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- マスクをつけましょう。
- こまめに手を洗いましょう。
- 換気をしましょう。
- 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

2 ご帰国に際しての参考情報

■水際対策の抜本的強化に関するQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表)

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。